リサイクル施設の受入基準について

▼エコクリーンプラザみやざきのリサイクル施設に搬入できるごみの一部は、次のとおり大きさに制限があります。

①可燃粗大ごみ	4m×1m×0.8m（板厚12cm）以内
②剪定枝等 （事業者を除く）	長さ4m×直径12cm以内、 もしくは長さ2m×直径30cm以内
③燃やせないごみ 不燃粗大ごみ	2m×1m×0.8m（板厚5mm）以内

ア）可燃粗大ごみと剪定枝の大きさ制限について

可燃粗大ごみ及び剪定枝は、リサイクル施設にある切断式破砕機、薪割り機等を用いて、1m以内に切断してから焼却施設に移送しています。そのため、可燃粗大ごみと剪定枝の受入基準は、下図に示す切断式破砕機の大きさに準拠しています。

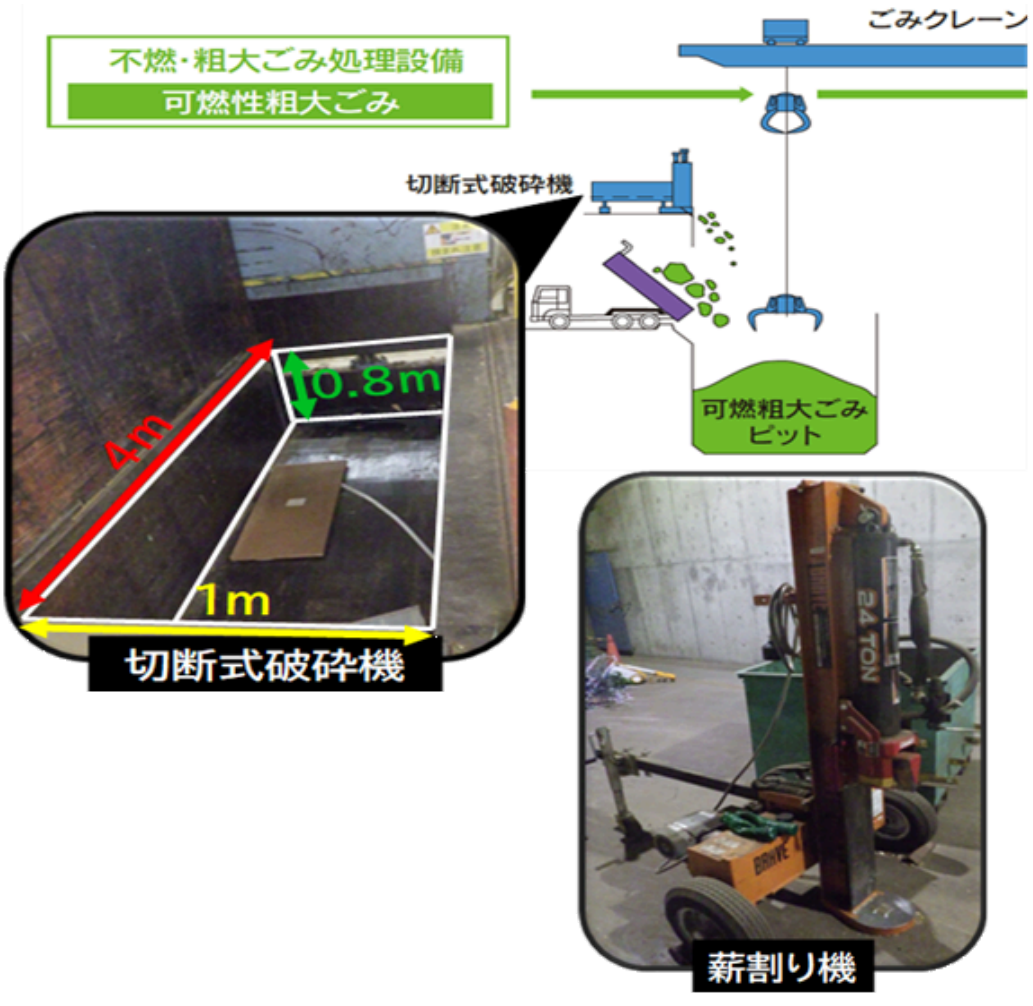

➤直径12cmを超える剪定枝等の長さはなぜ2m以内？

直径12cmを超える剪定枝等は切断式破砕機に収まる長さであっても、切断式破砕機をすり抜け、設備故障の原因となる可能性があります。そのため、1本ずつ職員が薪割り機、チェーンソーを用いて細断処理を行っています。人手が限られているなか、短時間で多量に処理することができないため、受入基準を「長さ2m×直径30cm以下」と設定しています。

➤事業者が搬入する剪定枝等の大きさは？

事業者が剪定枝等を搬入する場合、「長さ1m×直径12cm以下」にしていただき、焼却施設への搬入をお願いしています。

これは、事業者が剪定枝等を多量に搬入することが多いなかで、前述したように、リサイクル施設では太い剪定枝等を短時間で多量に処理することができないためです。

イ)燃やせないごみ・不燃粗大ごみの大きさ制限について

燃やせないごみは、不燃ごみ供給コンベアによって、高速回転破砕機まで運ばれています。
そのため、燃やせないごみの受入基準は、この不燃ごみ供給コンベアの横幅である約2mに準拠しています。

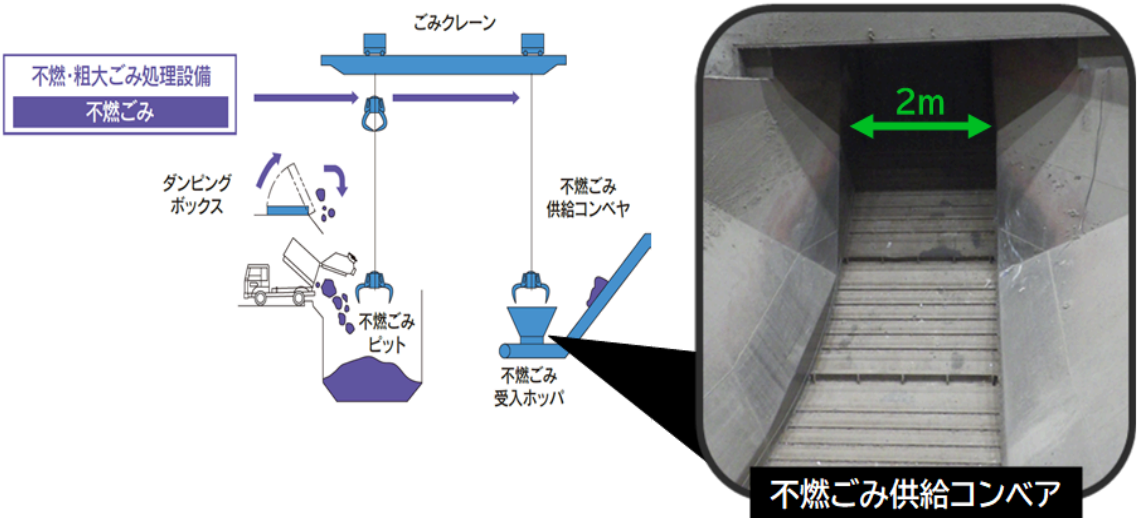

エコクリーンプラザみやざきからのお願い②

近年、エコクリーンプラザみやざきに搬入される『**燃やせないごみ**』及び『**プラスチック製容器包装**』のなかに、『**リチウムイオン電池の混入**』が多く見受けられ、**施設内において年間約100件以上の出火が発生しています。**

リチウムイオン電池の出火等を原因としてリサイクル施設が故障した場合、施設復旧までの間、宮崎市、国富町、綾町からの**燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物の受入を停止せざるを得ない状況が生じます。**

受入基準の遵守をお願いするとともに、リチウムイオン電池の適正処理（小型家電回収ボックス等のご利用）にご協力をお願いいたします。

容器包装プラに混在していた
リチウムイオン電池使用製品（約１か月分）